



三重県公報

平成31年2月28日(木)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	公 告		
	平成30年度三重県一般会計補正予算の公表	(財 政 課)	1

公 告

平成30年度三重県一般会計補正予算が平成31年2月26日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成31年2月28日

三重県知事 鈴木英敬

平成30年度三重県一般会計補正予算（第3号）

平成30年度三重県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,437,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,878,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。
（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		1,520,611 千円	842,305 千円	2,362,916 千円
	1 分担金	127,966	212,248	340,214
9 国庫支出金	2 負担金	1,392,645	630,057	2,022,702
		70,722,916	7,240,581	77,963,497
12 繰入金	1 国庫負担金	45,463,880	△1,122,060	44,341,820
	2 国庫補助金	24,356,844	8,362,641	32,719,485
14 諸収入		7,077,848	115,576	7,193,424
	2 基金繰入金	6,780,307	115,576	6,895,883
15 県債		18,529,339	92,700	18,622,039
	5 受託事業収入	2,237,478	92,700	2,330,178
15 県債		98,454,000	7,146,000	105,600,000
	1 県債	98,454,000	7,146,000	105,600,000

歳入合計	706,441,408	15,437,162	721,878,570
------	-------------	------------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		40,072,465千円	37,098千円	40,109,563千円
	6 地域振興費	8,026,748	37,098	8,063,846
3 民生費		103,699,072	98,232	103,797,304
	1 社会福祉費	81,044,238	98,232	81,142,470
6 農林水産業費		29,132,820	5,624,762	34,757,582
	1 農業費	10,937,277	120,256	11,057,533
	3 農地費	7,432,995	4,670,994	12,103,989
	4 林業費	7,042,022	363,312	7,405,334
	5 水産業費	3,274,411	470,200	3,744,611
7 商工費		11,911,424	46,259	11,957,683
	1 商工業費	11,911,424	46,259	11,957,683
8 土木費		69,577,640	9,590,191	79,167,831
	2 道路橋りょう費	29,996,182	6,583,925	36,580,107

	3 河 川 海 岸 費	11,707,807	2,264,600	13,972,407
	4 港 湾 費	2,874,532	386,000	3,260,532
	5 都 市 計 画 費	4,378,413	355,666	4,734,079
9 警 察 費		37,327,817	31,120	37,358,937
	2 警 察 活 動 費	2,611,203	31,120	2,642,323
10 教 育 費		167,676,944	9,500	167,686,444
	6 社 会 教 育 費	461,386	9,500	470,886
歳 出 合 計		706,441,408	15,437,162	721,878,570

第2表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額	
2 総務費			千円 37,098	
	6 地域振興費	県土基礎調査推進事業費	37,098	
3 民生費			98,232	
	1 社会福祉費	地域生活移行推進事業費	98,232	
6 農林水産業費			5,177,562	
	1 農業費	地域農政推進対策事業費	120,256	
	3 農地費		県営かんがい排水事業費	914,925
			高度水利機能確保基盤整備事業費	2,320,365
		県営ため池等整備事業費	901,350	
		基幹土地改良施設防災機能拡充事業費	168,000	
		県営中山間地域総合整備事業費	213,800	
		命と暮らしを守る農道保全対策事業費	68,554	
	4 林業費	原木安定供給促進事業費	69,520	

			合板・製材生産性強化対策事業費	19,741
			林道事業費	39,566
			治山事業費	182,500
			自然に親しむ施設整備事業費	51,985
		5 水産業費	県営水産生産基盤整備事業費	107,000
7 商工費				46,259
	1 商工業費		みえ産学官連携基盤技術開発事業費	46,259
8 土木費				8,334,791
	2 道路橋りょう費		道路維持交付金事業費	2,301,025
			道路整備交付金事業費	4,082,900
	3 河川海岸費		河川整備交付金事業費	648,000
			砂防整備交付金事業費	698,900
			海岸高潮対策（海岸）費	210,000
	4 港湾費		海岸高潮対策（港湾）費	52,000
	5 都市計画費		国補街路事業費	73,166

			無電柱化推進事業費	37,800
			都市公園安全対策事業費	231,000
9 警察費				31,120
	2 警察活動費		国補交通安全施設整備費	31,120
10 教育費				9,500
	6 社会教育費		鈴鹿青少年センター費	9,500
合	計			13,734,562

変 更

款	項	補 正		前		正	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費		1,695,335		千円		2,142,535
		基幹農業水利施設ストツクマネジメント事業費	49,000	基幹農業水利施設ストツクマネジメント事業費			133,000
	5 水 産 業 費	県営漁港海岸保全事業費	47,250	県営漁港海岸保全事業費			236,250
		市町営水産物供給基盤機能保全事業費	63,000	市町営水産物供給基盤機能保全事業費			144,500
		県営受託漁港海岸保全事業費	522,210	県営受託漁港海岸保全事業費			614,910
合	計		1,847,653				2,294,853

第3表 地方債補正
追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然に親しむ施設整備事業費	千円 29,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	29,000			

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円
障がい者の地域移行受け皿整備事業費	50,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	82,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	82,000	千円
土地改良費	384,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	1,387,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	1,387,000	千円
農地防災事業費	432,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	845,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	845,000	千円
中山間振興費	171,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	242,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	242,000	千円
農村振興費	115,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	135,000	千円	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とす	8.5以内	政府資金についてはその他の場合はその償還条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	135,000	千円

林道費	149,000	"	"	"	"	167,000	"	"	"
治山費	2,242,000	"	"	"	"	2,337,000	"	"	"
水産基盤整備費	703,000	"	"	"	"	828,000	"	"	"
道路橋りょう保全費	2,040,000	"	"	"	"	3,231,000	"	"	"
道路橋りょう新設改良費	18,891,000	"	"	"	"	21,061,000	"	"	"
河川改良費	4,155,000	"	"	"	"	5,124,000	"	"	"
砂防費	1,432,000	"	"	"	"	1,784,000	"	"	"
海岸保全費	1,064,000	"	"	"	"	1,174,000	"	"	"
港湾建設費	800,000	"	"	"	"	1,161,000	"	"	"
街路事業費	299,000	"	"	"	"	334,000	"	"	"
公園費	170,000	"	"	"	"	303,000	"	"	"
交通安全施設整備費	635,000	"	"	"	"	654,000	"	"	"
計	98,454,000					105,571,000			

平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,877,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 （繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。
 （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 6,949,238	千円 20,800	千円 6,970,038
	1 負担金	6,949,238	20,800	6,970,038
3 国庫支出金		2,660,550	54,500	2,715,050
	2 国庫補助金	2,660,550	54,500	2,715,050
7 県債		1,622,500	20,800	1,643,300
	1 県債	1,278,500	20,800	1,299,300

歳 入 合 計		14,781,618	96,100	14,877,718
歳 出				
歳 入	歳 出	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		14,781,618	96,100	14,877,718
	1 流域下水道事業費	14,781,618	96,100	14,877,718
歳 入 合 計	歳 出 合 計	14,781,618	96,100	14,877,718

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			96,100
	1 流域下水道事業費	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設費	14,800
		国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設費	25,900
合 計	計	国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設費	55,400
合 計	計		96,100

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円
下水道事業費	1,278,500	千円	普通貸借又は証券発行。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要ない金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	1,299,300	千円	普通貸借又は証券発行。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要ない金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。		
計	1,622,500					1,643,300						

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
